

下水道使用料の改定について



令和5年5月16日 二本松市公共下水道審議会

本日の審議会

- ▶ 第1回審議会 R4/ 7/12 委嘱状交付
 - ▶ 第2回審議会 R4/10/ 7 下水道施設現地視察
 - ▶ 第3回審議会 R4/11/22 諮問「下水道使用料の改定について」
 - ➡ 概況、経緯、現状、使用料改定・統一の必要性の確認
 - ▶ 第4回審議会 R5/ 1/27 審議「課題と使用料改定の必要性」
 - ▶ 第5回審議会 R5/ 2/20 審議「下水道使用料体系の統一案（その1）」
 - ▶ **第6回審議会 R5/ 5/16 審議「下水道使用料体系の統一案（その2）」**
- 以降の審議会（案）
- ▶ 第7回審議会 R5/ _/_ 下水道使用料改定の素案
 - ▶ 第8回審議会 R5/ _/_ 答申書案

下水道使用料水準の検討（振り返り）

- ▶ 今回の使用料改定では、下水道事業会計への一般会計繰出金を縮減することが求められています。
- ▶ 汚水処理に係る費用は、その一部を一般会計が負担または補助することが認められているもののほか、原則として使用料で全額を負担することになっています。

<経費>	私費負担分	公費負担分
<財源>	使用料収入	繰出基準に基づく繰入金
	一般会計繰入金	

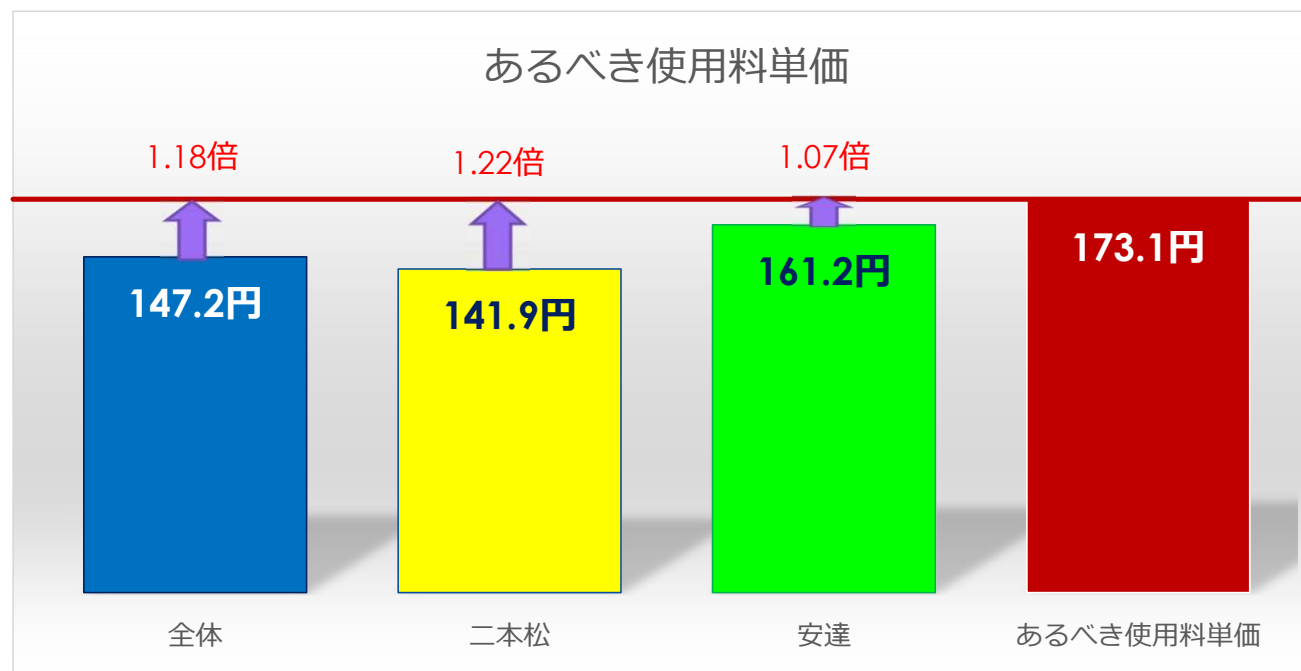
（注：使用料収入と繰出基準に基づく繰入金との差額が「使用料を充てるべき部分」として赤字で示されています。）

▶ 下水道事業を行うための経費（下水道管理運営費）

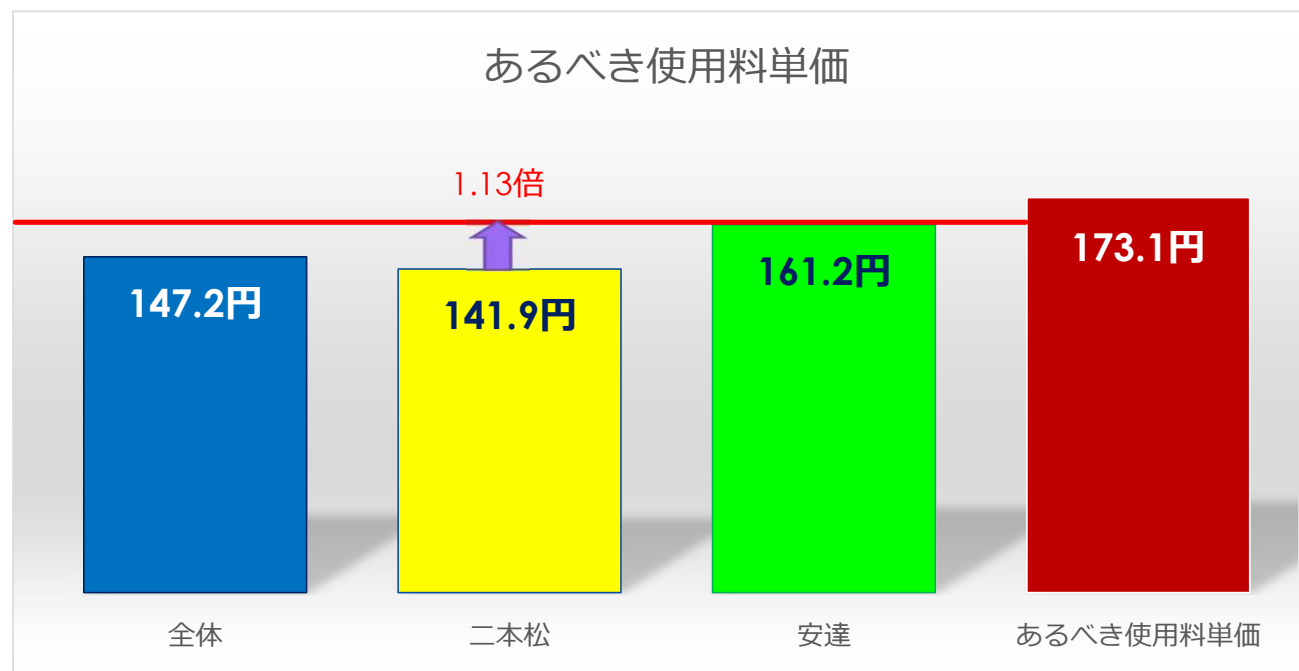
- 下水道サービスを提供するために必要な費用（維持管理費）
- 今後の投資や資産維持のための費用（資本費）



あるべき使用料単価 (振り返り)



あるべき使用料単価 (振り返り)



現状の使用料体系

下水量	二本松処理区	安達処理区	差額
0m ³	660円	825円	165円
5m ³	962円	825円	-137円
10m ³	1,265円	1,677円	412円
20m ³	2,200円	3,382円	1,182円
30m ³	3,960円	5,115円	1,155円
40m ³	6,160円	6,902円	742円
50m ³	7,535円	8,717円	1,182円
60m ³	10,560円	10,587円	27円
70m ³	12,210円	12,512円	302円
80m ³	13,860円	14,437円	577円
90m ³	15,510円	16,362円	852円
100m ³	17,160円	18,287円	1,127円

下水道使用料体系の 統一案について (その2)

資料



今後の日程

第1回審議会 R4/7/12

委嘱状交付

第2回審議会 R4/10/7

下水道施設現地視察

第3回審議会 R4/11/22

諮問「下水道使用料の改定について」

第4回審議会 R5/1/27

審議「課題と使用料改定の必要性」

第5回審議会 R5/2/20

審議「下水道使用料体系の統一案（その1）」

第6回審議会 R5/5/16

審議「下水道使用料体系の統一案（その2）」

第7回審議会 ※次回 R5/ /

審議「下水道使用料改定の素案」

以降の審議会（案）

答申書案